

欧州憲法条約と刑事司法協力

末 道 康 之

- I はじめに
- II 刑事司法協力の現状
 - 1 刑事立法の調和の現状
 - 2 立法の接近による立法の調和の評価
 - 3 立法の接近による立法の調和の問題点
- III ヨーロッパ統一刑法典の可能性
 - 1 ヨーロッパ統一刑法典のモデルとしてのコルプス・ユリス
 - 2 ヨーロッパ検察官創設に関する白書
- IV 今後の展望 欧州憲法条約と刑事司法
 - 1 憲法条約における刑事司法協力
 - 2 憲法条約が提示するヨーロッパ刑法

I はじめに

ヨーロッパでは政治的・経済的統合は着実に進んでおり、さらに中東欧諸国の EU 加盟が認められ、今後益々 EU は拡大される方向にある。法的統合という側面では、欧州憲法条約の批准も視野に入っていたが、2005 年 5 月 29 日のフランス国民投票での批准の否決に続き、6 月 1 日にオランダ国民投票でも否決され、その後、イギリス、フィンランド、アイルランド、ポルトガル、デンマーク、スウェーデン、ポーランド、チェコなど 8 カ国の政府は批准手続きの無期延期を表明し、統合のスピードにブレーキがかかる形となった。ただ、ヨーロッパの統合が進むにつれて、拡大する市場を舞台とする組織的経済犯罪は増加し、組織的重大犯罪にいかにか有効かつ効果的に対処するかという問題は、EU の利益を保護するためにも優先的な課題となっていることには変わりはない。

アムステルダム条約が発効した 1999 年 5 月 1 日以降、刑事司法全体としてのヨーロッパにおける警察及び刑事司法に関する協力の問題は、EU の第 3 の柱に属する問題であり、EU 条約第 6 編において規定されている。その目的は、ヨーロッパ市民に

「自由で、安全で、公正な（正義の）」領域を提供することにあるが、その目的を達成するための方策として、連合条約29条では「必要があれば、構成国の刑罰法規の接近（*approchement*）を図る」ことが規定され、29条で対策をとるべき犯罪としてあげられているのは、人種差別、組織犯罪、テロ行為、人身売買の罪、児童に対する犯罪、薬物の不正取引の罪、武器の不正取引の罪、汚職の罪、不正行為・詐欺罪である。また、刑事司法協力に関する共同行動を規定した連合条約31条1項eでは、「組織的犯罪、テロ行為及び麻薬の不正取引の分野において、犯罪構成要素と適用されるべき刑事制裁に関して最小限の規則を定める措置を徐々に採択する」ことが明記されている。これは、法令の接近や最小限の共通規定を設けることによって、立法の調和を図ることにより、刑事司法協力を推進することを示したものである。

それでは、EUにおける立法の調和はどのように進められているのか。立法の調和は、2つの基本的な原則に従って進められている。第1の原則は、制度的な観点からの構成国間での協力である。第2の原則は、実質的な観点からの、内国刑事立法の接近である。

制度的な観点からの構成国間の協力においては、相互承認の原則（*reconnaissance mutuelle*）が重要な政策として大きな位置を占めるようになった。相互承認とは、ある構成国において、適正な手続きに従って権限機関により出された法的決定は、連合の領域内において完全でかつ直接の効果を及ぼすことをいう。従って、その他の構成国の権限機関は、その構成国の権限機関によりとられた決定として、その決定を競合して承認することになる。相互承認の原則を現実化したものとしてヨーロッパ逮捕状に関する枠組決定があり、既にヨーロッパ逮捕状は構成国の国内法において移入され、例えばフランスでは2005年3月9日のPerben II法において、刑事訴訟法が改正され、ヨーロッパ逮捕状に関する規定が設けられるに至っている。

内国刑事立法の接近については、連合条約31条、29条で対象とされた分野について、構成国の刑事立法を接近させることによって、立法の調和を図るという政策がとられている。EUの拡大にともなう犯罪のヨーロッパ化の動きと対応して刑事法の調和を図ることが必要になっていることも事実であり、一構成国内での対策のみでは、広域化する犯罪に対応することができなくなっている。連合条約はこのような状況を踏まえて、構成国の内国刑事法の接近を図る意思を表明したと考えられ、構成国の内国刑事法の調和はEUの目標となったのである。

法令の接近による立法の調和と相互承認の原則は、刑事司法協力の基本原則として欧州憲法条約においても取り入れられている。本稿では、これまでの刑事司法協力のあり方を踏まえて、欧州憲法条約と刑事司法協力のあり方を検討することによって、ヨーロッパ刑法の展望を分析したいと考える。

II 刑事司法協力の現状

1 刑事立法の調和の現状

刑事司法の調和には様々な目的があると考えられる。第一に、構成国間において警察及び刑事司法の協力を容易にすることである。犯罪の共通定義が存在すれば、双罰主義の原則が処罰の障害となることもなくなる。第二に、犯罪行為者が罪を逃れるために他の構成国に逃亡することを妨げることが可能となる。第三に、構成国の刑事立法を接近させることは、ヨーロッパレベルでの現実的な刑事政策の立案に貢献することにもなる。

アムステルダム条約やニース条約以前にも、刑事実体法の調和は進められてきた。共同体の利益に対する不正行為・詐欺については、ヨーロッパ共同体設立条約 280 条を基礎として、1995 年 7 月 26 日の共同体の財政的利益保護に関する協定（条約）及び 1997 年 7 月 19 日の議定書、共同体の財政的利益の刑法的保護に関する欧州議会の指令提案が存在する。また、ウィーン活動計画及びタンペレでの閣僚会議決議に基づき、経済犯罪の分野では、資金洗浄については、2001 年 6 月 26 日の理事会枠組決定があり、贈収賄については、1996 年 9 月 27 日のヨーロッパ共同体の財政的利益保護に関する議定書、1997 年 5 月 26 日の共同体職員または連合構成国公務員が関与する贈収賄対策に関するブリュッセル条約、私企業における贈収賄に関する 1998 年 12 月 22 日の共同行動、2003 年 7 月 22 日の私企業における贈収賄対策に関する枠組決定がある。ユーロの偽造については、ユーロ流通のための通貨偽造対策に関する 2000 年 5 月 29 日の理事会枠組決定（その後 2001 年 12 月 6 日の枠組決定のより修正された）がある。現金支払い以外の支払手段に関する詐欺・不正行為及び偽造対策については 2001 年 5 月 28 日の枠組決定がある。環境犯罪については、2003 年 1 月 27 日の刑法による環境の保護に関する枠組決定がある。進展する技術を使った犯罪対策としては、2002 年 4 月 19 日の情報システムを対象とした攻撃に関する理事会枠組決定提案があり、2003 年 2 月 28 日の内務司法閣僚理事会で合意がなされた。

EU 条約 31 条 1 項 e では、刑事司法の調和の手段としての立法の「接近（rap-prochement）」の対象は、組織犯罪、テロ犯罪、薬物犯罪の領域における犯罪と刑罰に及ぶことが明示されている。一方で、連合条約 29 条の文言からは、31 条で列挙された領域はあくまで例示であって、それ以外の分野にも適用可能であるという解釈もまた可能であるといわれている。「接近」が適用される範囲は、複数の枠組決定に見られるように、刑法総論の基本概念（未遂、共犯、刑事責任等）や刑事手続法にも及んでいる。29 条では広範囲にわたって刑事立法の調和を進めることができるように理解できるが、31 条ではその範囲はかなり限定されており、刑事実体法の「調和」はどの範囲で可能なのかについては、「調和」が適用される領域の限界はどこにあるのかにつ

いても検討されることになるであろう。

このような刑事司法の調和を実現する手段としては、連合条約 34 条 2 項 b に定められた「枠組決定 (décision cadre)」を用いることが多い。理事会は、構成国の法律及び命令を接近させるために枠組決定を採択することができる。枠組決定は、達成されるべき結果については構成国を拘束するが、目的達成の形式・方法については構成国機関の権限に委ねられている。また、「指令 (directive)」とは異なり枠組決定は直接効果を生ぜしめるものではない。枠組決定は、それが各構成国の内国法に移入された後でのみ適用可能となる。但し、構成国は達成されるべき結果については裁量の余地はないが、国内法への移入の期限内において義務を遵守する方法については裁量が認められている。枠組決定の法的性格については、直接効果を生じない点を除けば、共同体指令と類似しており、指令と条約 (traité)・協定 (convention) との間に位置すると考えられる。

ヨーロッパ連合条約 29 条では組織犯罪、テロ犯罪、麻薬犯罪等の一定の分野においては、調和を認めることが明記されており、タンペレでの理事会においても、「内国刑法については、共通の定義、犯罪行為及び刑事制裁に関する合意を見出すための努力は、まず特に重要な限定された一定の分野を対象とするべきである」という結論が出されている。アムステルダム条約によって導入された枠組決定を利用して、限定された分野においてヨーロッパ連合の共通政策を強化し、立法の欠点を埋めることができるようになった。それでは、どのような分野において立法の調和が認められるのかについては、現在のところ、組織的犯罪の形態をとる不法入国・滞在の幫助 (不法入国・通過・滞在の幫助を処罰するための刑事的枠組みを強化することを目的とした 2002 年 11 月 28 日の理事会枠組決定)、人身売買 (人身売買撲滅に関する 2002 年 7 月 19 日の理事会枠組決定)、児童の性的虐待・児童ポルノ (インターネット上での児童ポルノ撲滅に関する 2000 年 5 月 29 日の理事会決定、児童の性的虐待と児童ポルノ撲滅に関する 2003 年 12 月 22 日の枠組決定)、テロ犯罪 (テロ犯罪撲滅に関する 2002 年 6 月 13 日の理事会枠組決定)、麻薬犯罪 (薬物取引の分野において適用される犯罪構成要素と制裁とに関する最小限の規定を設けることに関する 2004 年 19 月 25 日の理事会枠組決定) があげられる。

また、ヨーロッパ逮捕状に関する枠組決定においても一定の犯罪について相互承認を認め、双罰主義を廃止することが明記されている。ヨーロッパ逮捕状とは、逮捕を目的として及び刑事訴追の執行または自由刑もしくは自由を剥奪する保安処分 of 執行のために手配された者を他の構成国が引き渡す目的で、ある構成国から請求された法的決定と定義される (ヨーロッパ逮捕状に関する枠組決定 1 条 1 項)。すべての構成国は、相互承認の原則をもとに及び本枠組決定の規定に従って、ヨーロッパ逮捕状を執行する (同 1 条 2 項)。

ヨーロッパ逮捕状に関する枠組決定2条1項では、逮捕状を請求する構成国の法律により最高刑が12ヶ月以上の自由刑及び自由を剥奪する処分を科される行為に対して、または、有罪判決もしくは保安処分が言い渡されるときには、4ヶ月以上の期間で言い渡された有罪判決に対して、逮捕状を請求することができる、と規定する。さらに、2条2項では、ヨーロッパ逮捕状の対象となる32種類の犯罪を列挙し、これらに犯罪については双罰主義が放棄されている。(1)犯罪組織への参加、(2)テロ犯罪、(3)人身売買の罪、(4)児童の性的虐待及び児童ポルノの罪、(5)麻薬（薬物）及び向精神薬の不正取引の罪、(6)武器、弾薬及び爆発物の不正取引の罪、(7)贈収賄の罪、(8)ヨーロッパ共同体の財政的利益保護に関する1995年7月26日条約に規定するヨーロッパ共同体財政的利益を侵害する詐欺・不正行為の罪、(9)重罪または軽罪の収益の洗浄の罪、(10)ユーロを含む通貨偽造の罪、(11)サイバー犯罪、(12)絶滅の危機にさらされている動物及び植物の不正取引を含む環境に対する重罪または軽罪、(13)不法入国及び滞在の幫助の罪、(14)殺人及び重大な傷害の罪、(15)人の臓器及び組織の不正取引の罪、(16)逮捕・監禁罪及び人質をとる行為、(17)人種差別及び外国人排斥の罪、(18)組織的集団で実行されたまたは武器を利用した窃盗の罪、(19)古美術及び美術作品を含む文化的財産の不正取引の罪、(20)詐欺の罪、(21)恐喝の罪、(22)製品の偽造または不正コピーの罪、(23)公文書偽造及び同行使の罪、(24)支払手段の偽造の罪、(25)ホルモン剤及びその他の発育因子の不正取引の罪、(26)格物質及び放射線物質の不正取引罪、(27)盗難自動車の不正取引の罪、(28)強姦の罪、(29)放火の罪、(30)国際刑事裁判所の管轄に属する重罪または軽罪、(31)航空機または船舶の乗っ取り（ハイジャック）の罪、(32)サボタージュの罪。また、閣僚理事会は満場一致で裁定し、欧州議会に諮問した後、その他の犯罪を追加する決定をすることができる。

この32種類の犯罪が選ばれた基準については、既に欧州評議会の条約及びEUの枠組決定などにより立法の調和が進められている分野から選択されたということができよう。例えば、(2)テロ犯罪、(3)人身売買の罪、(4)児童の性的虐待及び児童ポルノの罪、(5)麻薬（薬物）及び向精神薬の不正取引の罪、(8)ヨーロッパ共同体の財政的利益保護に関する1995年7月26日条約に規定するヨーロッパ共同体財政的利益を侵害する詐欺・不正行為の罪、(13)不法入国及び滞在の罪については、既に述べたように欧州連合条約、欧州評議会条約などに従って、立法の調和が進められている分野である。

2 立法の接近による立法の調和の評価

立法の接近の概念については、①欧州委員会の見解と②補完性の原則に忠実な見解の2通りの考え方がある。

① 欧州委員会の見解は、立法の接近は補足的機能と自立的機能を同時に併せ持つと

いう立場である。補足的機能としては、立法の接近は相互承認を容易にし、刑事立法の接近の進展が構成国間の相互の信頼を増加させるというものである。ユーロポールやユーロジャストの活動も、管轄する犯罪の態様が調和された形式で定義されていなければ効果的ではないことから、立法の接近は警察・司法協力活動を容易にするためにも必要である。他方、自立的機能としては、1) EUにおいて、犯罪組織が処罰の軽い構成国で犯罪活動を行うという聖域を作らないようにするために立法の調和が必要である。2) EUが基盤としている法益を侵害することがないように、EUは、立法の接近によって、犯罪と刑罰の定義を調和させる必要がある。3) 調和された立法を整備することは、刑事法の領域で国際的条約の交渉の際に対外的にEUの立場を強化する。4) 立法を接近させることによって、EU市民に共通の正義感を共有させ、移動の自由の権利をもつEU市民が刑事立法の大きな不均衡に直面しないようにすることができる。立法を調和させることにより、ヨーロッパ人権条約等で保障されている基本的な権利を強化することができる。

- ② 補完性の原則に忠実な見解では、各構成国の立場を重視し、立法の接近は相互承認の原則の補足でしかない。したがって、相互承認の原則の運用を確保するために必要不可欠な措置をとる場合にのみ立法の接近が必要であるということになる。この見解では、立法の接近には、自立的機能はないことになる。

相互承認の原則とは、1999年10月に開催されたタンペレでの閣僚理事会において承認され、連合内における民事・刑事司法協力の要となる原理である。刑事事件に関する司法協力について、刑事事件における最終決定の相互承認が、欧州委員会から理事会及び欧州議会に対して示された。刑事法分野における相互承認の原則のモデルは、域内の市場特に商品とサービスの自由な流通における相互承認（新しいアプローチ）と裁判管轄と民商事事件に関する決定（判決）の執行に関する1968年9月17日のブリュッセル協定（条約）によって認められた民商事事件に関する相互承認であるとされる。刑事法の分野では、相互承認の原則は、ヨーロッパ逮捕状に関する2002年6月13日の理事会枠組決定採択の際に象徴的な意味をもって受け入れられた。

相互承認の原則とは、ある構成国において適正な手続きに基づいて出された裁判による決定を、その他の構成国においても自国の適正な手続きに従って出された有効な決定として相互に受け入れるというものである。この原則は、ヨーロッパ司法領域という考え方にふさわしいものであり、刑事司法協力を進めるうえで大きな武器となりうることは明らかである。従来の伝統的な司法協力では、ある国が他国に対して申請をして、申請を受けた国がこの申請に対してその後の手続きを行なうか否かを決定するかどうかを決定することになるが、この方法では時間がかかるばかりでなく、複雑であるという問題があった。相互承認を認めることによって、従来の制度の不備を改

善することが可能となる。相互承認の原則においてまず重視されるのは、構成国間における信頼である。連合構成国の刑事システムにおける相互の信頼は、ヨーロッパ人権条約を基礎として刑事訴訟における手続的な保障を共通に発展させ同一のレベルでの保障が可能であり、刑事訴訟にける被疑者・被告人の防御権に関してもヨーロッパ人権裁判所によって解釈の統一が行なわれている現状を鑑みれば、簡単に正当化することが可能であると考えられることもできる。

相互承認の原則において特にデリケートな問題は、双罰主義の問題をどのように取り扱うかである。一事不再理（ne bis in dem）の原則は、この原則の適用に関する1987年協定（条約）の対象となっているが、9カ国の批准にとどまっている。また、ヨーロッパ刑事判決条約53条も一事不再理の原則を定めている。現在、構成国において、同一事実について同一人物に対して双罰主義を禁止するか（執行主義・principe d'épuisement des procédures: principe d'exécution）、それとも、既に一度有罪判決を受けている事実について、他国における判決を考慮してその分を減軽して二度目の有罪判決を言い渡すか（考慮主義・principe de prise en compte）のいずれかの方策がとられている。第2の方法すなわち考慮主義をとった場合、Xはある犯罪について、A国で2年の懲役刑を宣告されたとき、同一の犯罪事実について管轄権のあるB国で5年の懲役を宣告される可能性がある場合、B国の裁判所は5年から2年を差し引いた3年の懲役を科すことができる。しかしながら、相互承認の原則ではA国で言い渡された判決の効力はB国でも完全な形で及ぶことになる。したがって、理論的には、一事不再理の原則が完全に認められることになるはずである。しかし、この問題はそれほど簡単に解決されるものではない。たとえば、無罪判決に関する一事不再理効がどこまで及ぶのかについては国内法及び国際法においても明確な規定がない。行為が現実に行われたという証拠を欠いたことによる無罪と実行された行為が裁判を行なう国において犯罪とはみなされていないことによる無罪とに区別できるが、前者の場合には一事不再理効が及ぶが、後者の場合には一事不再理効が及ばないと考えられている。この問題は、一事不再理の原則をどのように解釈するのか、すなわち、「同一の事実」に及ぶのか、「同一の犯罪」に及ぶのかの解釈によっても異なるのである。今後、ヨーロッパ刑事裁判記録集が整備されれば、一事不再理効の解釈の問題も解決されることになろう。なお、ヨーロッパ逮捕状に関する枠組決定では、32種類の犯罪について、逮捕状を請求する構成国の内国刑法において3年以上の自由刑が規定されている場合に限り、双罰主義を禁止することを規定した。さらに、2003年7月22日の枠組決定においても、双罰主義を禁止することが明記された。

ただ、相互承認を認める前提として、各構成国の内国法の接近は必要であって、立法が接近し調和しているから、一定の犯罪に関して出されたある構成国の判決・決定などを他の構成国が相互に承認することができるのであり、事前に立法の接近のない

分野において、相互承認を認めることはおそらくできないはずである。

3 立法の接近による立法の調和の問題点

法令の接近による立法の調和についての最大の問題は、枠組決定等はいくまで必要最小限の規定を提示するにとどまっており、各構成国にはその内容を国内法に移入する際には、ある程度の裁量が認められていることである。また、枠組決定等の内容が国内法に適切に移入されているかをコントロールする権限は欧州委員会には与えられていない。第3の柱に関する問題については、各構成国の権限が強く認められ、欧州司法裁判所（任意管轄のみ）や欧州議会（事前諮問のみ）の関与は事実上ほとんど認められていない状態にある。枠組決定で未遂、共犯、法人の刑事責任の規定が設けられているとしても、すべての構成国において、共通の定義が存在しているわけではない。未遂処罰に関して、違警罪については不可罰、重罪については処罰されることは共通しているとしても、軽罪についてはすべてを処罰するスペインの例もあれば、法律の定める場合のみ処罰するフランスのような例もある。法人の刑事責任にいたっては、これを認めるフランス、ベルギーなどの例がある一方、それを否定する立法例もある。さらに、刑罰等刑事制裁の制度についても、構成国においてかなりの違いがある。自由刑の刑期（法定刑）についても、無期懲役を認める構成国もあれば、スカンジナビア諸国のように概して法定刑が短い構成国もある。罰金に関しても、その金額、日数罰金制などの態様については構成国間でかなりの違いがある。なお、金銭的制裁の相互承認の原則の適用に関する2005年2月24日の枠組決定が制定されたので、ヨーロッパ逮捕状の対象となる32種類の犯罪と道路交通法違反、商品の密輸入、知的財産権の侵害、スポーツ活動の際を含む人に対する脅迫及び暴行、犯罪的破壊行為、窃盗、請求国により定められEC条約及びEU条約4編にしたがって採択された組織から生じる執行の義務により保障された犯罪が相互承認の対象となり、判決により科せられる罰金、被害者への損害賠償、訴訟費用、公的基金及び被害者支援組織に支払われる金額などの金銭的制裁について相互承認が適用される。未遂犯の法定刑についても、必要的に減輕するか否かについては構成国間で異なっているし、刑の加重事由・減輕事由、内部告発者の取り扱い、仮釈放の条件なども、構成国間でかなりの違いがある。

枠組決定では、構成国はある一定の期間内にその内容を国内法に移入する手続きをとることを義務づけられるが、規則とは違って、枠組決定は構成国に直接的な効力をもたないため、第3の柱における立法の調和には限界があることも事実である。また、事前の立法の接近なく、相互承認の原則に従って、立法の調和を図ることは必ずしも効率的ではない。さらに、ヨーロッパにおける刑事司法協力において手続法の重要性が増加していることに比して、実体法の存在意義が薄れているという評価が加えられ

ていることも確かである。国境を越えた犯罪に対応するために、本来的には統一刑法典の制定を図ることが理想的であっても、実体法の調和や統一刑法典の制定に関しては客観的には難しい側面もあり、手続法の側面から調和を進めるという手段が現実的であると考えられているからであろう。しかしながら、このような実体法軽視の流れには批判が加えられている。

Ⅲ ヨーロッパ統一刑法典の可能性

1 ヨーロッパ統一刑法典のモデルとしてのコルプス・ユリス

EU 条約の枠内では、枠組決定等によって必要最小限の規定が提示されたり、欧州憲法条約のもとでは各構成国に直接効力をもつ欧州法律及び欧州枠組法律が制定されたりすることによって、立法の接近が進み、刑事立法の調和が進めば、ヨーロッパ統一刑法典制定ということも想定されうる。そのひとつのモデルがコルプス・ユリスである。コルプス・ユリスは、ヨーロッパ共同体の財政的利益を保護するために起草された刑事実体法・手続法にまたがる 35 条からなる刑罰法規集である。欧州委員会・欧州議会からの依頼を受けて、デルマス・マルティ教授を中心に当時の 13 の構成国からそれぞれ 1 人の専門家が集まり、1997 年に第 1 案が公表された。その後、各構成国での意見聴取をもとに、2000 年に第 2 案が公開された。ただ、コルプス・ユリスの起草にあたり、ヨーロッパ統一刑法典・統一刑事訴訟法典の研究までは委任されてはいなかった。

コルプス・ユリス第 2 案では、刑事実体法に関する規定が 1 条から 17 条まで設けられている。1 条・ヨーロッパ共同体予算に対する詐欺及び詐欺類似行為、2 条・競売入札妨害罪、3 条・資金洗浄・盗品関与罪、4 条・犯罪組織の結成の罪、5 条・贈収賄罪、6 条・横領罪、7 条・職務権限の濫用の罪、8 条・職務上の秘密侵害の罪、9 条・主観的要件、10 条・錯誤、11 条・個人行為責任、11 条の 2・未遂、12 条・企業主の刑事責任、13 条・団体の刑事責任、14 条・刑罰と処分、15 条・刑罰の範囲、16 条・刑の加重事由と軽減事由、17 条・犯罪の競合、である。コルプス・ユリスはヨーロッパ共同体の財政的利益を刑罰的に保護するために設けられた法典であり、経済的犯罪に限定することによって、統一を図ろうとしたものである。これは統一刑法典のひとつのモデルではあるが、あらゆる分野を網羅したような統一刑法典を実現させるにはかなりの時間と困難が予想されるため、現実的な対応としては、刑罰法規を調和させるという手段をとることになる。

刑事訴訟法については 18 条から 35 条までの規定が設けられている。18 条・ヨーロッパ検察官の身分と構成、19 条・捜査の端緒と訴追、21 条・捜査の終結、22 条・公訴の提起と消滅、23 条・裁判の執行におけるヨーロッパ検察官の役割、24 条・ヨーロッ

パ検察官の土地管轄他, 25 条・捜査段階の定義と期間, 25 条の 2・自由保障判事, 25 条の 3・ヨーロッパ逮捕状, 25 条の 4・強制処分, 26 条・第一審判決, 27 条・内国裁判所への上訴, 28 条・ヨーロッパ司法裁判所への上訴, 29 条・被疑者の権利, 30 条・削除, 31 条・挙証責任, 32 条・証拠, 33 条・違法収集証拠の排除, 34 条・審理の公開と捜査の秘密, 35 条・内国法の補完的適用, である。

2 ユーロッパ検察官創設に関する白書

ヨーロッパ検察官創設に関する白書 (2001 年・なお, 正確には *Livre vert* (緑書)) であるが, 白書と訳出しておく。) においては, コルプス・ユリスの内容が取り入れられ, ①ヨーロッパ検察官の必要性, ②ヨーロッパ検察官の法的地位と内部組織, ③刑事実体法・手続法との関係, などが検討され, 政治的な側面から, 刑事法の統一に関する基本的な姿勢が示されたということもできよう。ただ, この白書において示された刑罰法規の調和に関しては, コルプス・ユリスよりは緩やかな形での検討がなされている。第 1 類型として, 共同体の財政的利益に対する犯罪 (不正行為・詐欺, 贈収賄, 資金洗浄) については, すでに条約等の整備がなされており, ユーロッパ共通の犯罪構成要件が規定されることに問題はない。第 2 類型として, 競売入札妨害, 犯罪組織の結成, 職務権限の濫用, 職務上の秘密の漏示などについては, すでにコルプス・ユリスで検討されており, その規定を前提としている。第 3 類型として, 共同体内における窃盗, 情報の保護に対する侵害, 共同体規定の適用にける情実などについては, 財政的利益保護とは無関係であり処罰の対象から除外されている。また, 法人の刑事責任, 企業主の刑事責任については, 各構成国の内国法に委ねている。

コルプス・ユリスは, ユーロッパ共同体の財政的利益を保護するという限定された範囲内で, 刑事法規定を制定するという目的のために検討された法典であるが, これは EC の管轄に属する問題として, 実現すれば規則 (憲法条約発効後は欧州法律) という形で, 内国刑法に優先して適用することができる性格を持つものであり, 必要があれば内国法によって補完される (35 条)。これまでの連合条約では, 列柱構造がとられていたため, 刑事司法に関する問題は第 3 の柱に属する問題とされ, EU の管轄には属してはいない。従って, これまでは枠組決定により提示された必要最小限度の法規を各構成国が国内法に移入するという間接的な方法によって, 緩やかな形で立法の調和が進められてきたわけであるが, 憲法条約においては, 第 1 の柱と第 3 の柱は統合され, EU の管轄に属する問題となったことから, 刑事司法協力においても採択される行為形式は, 欧州法律 (従来の規則に相当) 及び欧州枠組法律 (従来の決定に相当) となって, 構成国に対して直接的な効力を有するものとなっている。従って, 欧州憲法条約が批准された後は, 統一刑法典を制定することは以前よりは障害が少なくなることは事実である。しかし, 共同体の財政的利益保護という限定された分野以

外に拡大していくことが望ましいかについては、異論もあり、プラデル教授は模範法典にとどめておくべきであるという意見を示されている。ただ、コルプス・ユリスはあくまで法案のレベルにとどまっており、実現されるめどは立っていない。

IV 今後の展望 欧州憲法条約と刑事司法

1 憲法条約における刑事司法協力

欧州憲法条約Ⅲ-270条1項は、刑事司法協力は、判決及び決定の相互承認と憲法条約Ⅲ-270条2項及びⅢ-271条において定められた分野における構成国の法令の接近に基づいて行われる、と規定する。相互承認の原則はこれまで連合条約には明文の規定を持たなかったが、憲法条約では相互承認の原則が規定された。欧州憲法条約では、刑事司法及び警察協力を実現するために、欧州委員会が提案し、通常の立法手続においては、欧州議会と理事会（従来のEU理事会）との間で交わされた合意に基づき、欧州法律及び欧州枠組法律を採択することによって、EUがこの分野における協力を発展させることを認めている。構成国には刑事司法及び警察協力の領域における発議権は認められているが、このような発議権は個々の構成国から出されるのではなく、構成国の四分の一の発議を必要とするとされている（Ⅲ-264条）。

欧州法律及び欧州枠組法律は、①連合におけるあらゆる形態の判決及び決定の相互承認を保障するための法規または手続を定める、②構成国間の管轄の抵触を予防及び解決する、③司法官及び法律家の教育・育成を促進する、④刑事訴追及び裁判の執行において構成国の司法当局及びそれに相当する機関の相互協力を容易にする、ための措置を定める。従来の欧州連合条約では、警察・刑事司法協力の分野において採択できる行為形式は枠組決定や決定などであり、構成国には直接効力をもたないものであった。憲法条約においては、従来の第1の柱と第3の柱とが統合された結果、警察・刑事司法協力の分野においても、採択できる行為形式は欧州法律及び枠組法律となっている。欧州法律は従来の規則に該当し各構成国に直接適用可能であり、欧州枠組法律は従来の指令に該当するものとされる。枠組決定では必要最小限を定めてその実現は各構成国に委ねられていたが、各構成国に直接効力をもつ欧州法律では、より有効性が高まるということもできるであろう。

判決及び決定の相互承認並びに国境を越えた刑事事件に関する警察及び刑事司法協力を容易にするために必要であるかぎりにおいて、欧州枠組法律は以下の事項（①構成国間における証拠の相互認定、②刑事手続における人権、③犯罪被害者の権利、④理事会が欧州決定によって事前に特定した以外の刑事手続に特有のその他の要素。この決定の採択には、欧州議会の承認の後、理事会が全会一致で裁定する。）を定める。なお、最小限の法規を採択することによって、各構成国がより高いレベルの個人の保

護を維持しまたは制定することは妨げられることはない（Ⅲ-270 条 2 項）。理事会の構成員が、2 項で対象となる欧州枠組法律案が刑事司法制度の基本的な側面を侵害すると評価するときには、欧州理事会の開催を求めることができる。この場合、欧州理事会は、この法案を採択する手続の中断を終了させ手続を再開するか、欧州委員会または法案を提出した構成国グループに新たな法案の提出を求めるか、のいずれかの方法をとる（3 項）。なお、自由・安全・正義の領域において、立法及び運用プログラムの戦略方針を定義するのは欧州理事会である（Ⅲ-258 条）。

枠組法律によって、犯罪及び刑罰の定義に関して最小限の法規を定めることのできる特に重大で国境を越えて共通の対策を講ずる必要のある犯罪とは、テロ犯罪、人身売買及び女性・児童への性的虐待、薬物の不正使用、武器の不正取引、資金洗浄、贈収賄、支払手段の偽造、コンピュータ犯罪、組織犯罪である。閣僚理事会は、その他の犯罪に関しても必要に応じて対象となる犯罪に認定することができるが、欧州議会の承認の後、全会一致で採択する必要がある（Ⅲ-271 条）。

なお、憲法条約における警察・刑事司法協力については、ユーロジャスト、ヨーロッパ検察官、ユーロポール等の組織を通じて行われることが明記されている。

ユーロジャストは、2002 年 2 月 28 日の理事会決定によって創設された機関で、ヨーロッパにおける国家の枠を超えた組織的犯罪対策を強化するために、捜査及び訴追について構成国の権限機関との間で調整と協力を促進し改善する責任を負う。各構成国から独立した検察官、司法官、同様な権限をもつ司法警察職員から構成される（各構成国から 1 名の代表者で構成）。その任務は、ユーロポールが管轄する犯罪と同じ犯罪と、コンピュータ犯罪や詐欺・不正行為、贈収賄にも及ぶ。

憲法条約において規定されるユーロジャストの任務は、2 または複数の構成国を侵害する、または、構成国の権限機関もしくはユーロポールによって実行された活動及び提供された情報を基礎として、共通の基盤に基づいた訴追が要求される、重大な犯罪行為に関する捜査及び訴追を担当する内国権限機関間の調整及び協力を支援し強化することである。この点について、欧州法律は、ユーロジャストの構成、機能、行動範囲及び任務を決定する。この任務は、①管轄権限当局、特に EU の財政的利益を侵害する犯罪に関して管轄権をもつ内国権限当局によって指揮される捜査の開始及び刑事訴追の開始の提案、②①で示された捜査及び訴追の調整、③管轄権の抵触の解決による及びヨーロッパ司法組織と緊密な協力によることを含む司法協力の強化、を含むことができる。欧州法律は、同様に、ユーロジャストの活動評価のための EU 議会と内国議会の協議体の運用方式を定める（Ⅲ-273 条）。

EU の財政的利益を侵害する犯罪を撲滅するために、理事会の欧州法律は、ユーロジャストに基づき、ヨーロッパ検察官を創設することができる。理事会は、欧州議会

の承認の後、全会一致で採択する。ヨーロッパ検察官は、場合によってはユーロポールと連携して、1項所定の欧州法律によって定められるような、EUの財政的利益を侵害する犯罪の正犯及び共犯を捜査し、訴追し、裁判所に送致する権限をもつ。ヨーロッパ検察官は、構成国の管轄裁判所に、当該犯罪に関する公訴を提起する。1項所定の欧州法律は、ヨーロッパ検察官の身分、職務執行の条件、活動に適用される手続規定、証拠としての許容性を定める手続規定及び職務執行において決定する手続行為の法的規制に適用される法規を定める。欧州理事会は、ヨーロッパ検察官の権限を、国境を越える側面をもつ重大な犯罪行為に拡大するために、同時的にまたは事後的に、1項を修正し、複数の構成国を侵害する重大な犯罪の正犯及び共犯に関して2項を結果として修正する欧州決定を採択することができる。欧州理事会は、欧州議会の承認の後及び欧州委員会に諮問した後、全会一致で裁定する（Ⅲ-274条）。

警察協力については、EUは、構成国の権限機関（警察、税関、犯罪の予防または捜索及び犯罪捜査の分野において特定化されたその他の強制力をもつ機関を含む）と連携して警察協力を進めることが明記されている。この目的のために、欧州法律または枠組法律は、①関連する情報の収集、保管、分析、交換、②人材育成支援と人材交流、施設及び犯罪科学研究に関する協力への支援、③重大な組織犯罪形態の探索に関する捜査の共通手段、に関する方策を定めることができる。理事会の法律または枠組法律は、本条所定の権限機関間で実施協力に関する方策を定めることができる。理事会は、欧州議会に諮問した後、全会一致で裁定する（Ⅲ-275条）。

ユーロポールは1998年10月1日に設立された。これまでは、構成国の警察機構から提供された情報管理を主たる任務をしてきたが、ヨーロッパ逮捕状に関する枠組決定が採択され、今後は捜査権限についても拡大され、独自の捜査権をもつヨーロッパ機関となることが予定されている。ユーロポールの目的は、各国法執行機関の処理能力向上、テロリズム、非合法薬物取引その他の重大国際犯罪の予防及び撲滅に向けての警察協力である。ユーロポールが委任を受けている犯罪としては、非合法薬物取引、原子力物質の違法取引、不法移民、人身売買及び児童ポルノグラフィ、車両移送犯罪、通貨偽造、テロリズム、以上の犯罪類型にかかわる資金洗浄犯罪である。

憲法条約では、ユーロポールの使命は、構成国の警察機関及びその他の強制権限をもつ機関の活動と、2または複数の構成国を侵害する重大な犯罪、テロ犯罪、EUの政策を対象とする共通の利益を侵害する犯罪形態の予防と撲滅における相互協力とを支援し強化することである、と規定される。欧州法律は、ユーロポールの構成、機能、活動範囲、任務を定める。その任務とは、①特に、構成国または第三国等の権限機関から伝達された情報の収集、保管、処理、分析、交換、②構成国の権限機関と共同で、または共同捜査チームの中で、場合によってはユーロジャストと連携して、実行され

る捜査及び取締活動の調整、編成、実現、を含むことができる。ヨーロッパ法律は、同様に、内国議会と連携した欧州議会がユーロポールの活動を監督する方式を定める。ユーロポールの取締活動は、その領土（領域）が関係する構成国の権限機関と連携し合意に基づき行われなければならない。強制処分は内国権限機関によってのみ適用される（Ⅲ-276条）。

2 憲法条約が提示するヨーロッパ刑法

警察・刑事司法協力に関しては、従来の条約では第三の柱に位置づけられており、独自性が認められていたが、憲法条約では列柱構造による区別はなくなったので、この分野においても共同体化が進められる結果となっている。この結果、EU法の解釈及び有効性に関する先決問題を解決する権限はもはや内国裁判所には認められないことになる。

また、刑事司法・警察協力に関する法律等の制定に関して、欧州議会の承認が必要とされ、欧州議会の関与が以前にもまして深まっている。従来、第三の柱に関しては、欧州議会には諮問権限しか与えられていなかった。立法に関して、理事会は原則として特定多数決によって採択するが、ヨーロッパ検察官を創設し警察機関との捜査協力を組織する欧州法律及び欧州枠組法律の採択については全会一致方式とすることが認められている。

刑事司法・警察協力の分野で、欧州法律及び欧州枠組法律（欧州法律は従来の規則に相当し、欧州枠組法律は従来の指令に該当する。）が採択されれば、直接的な効果をもちうる。

法令の接近と相互承認の原則との関係について、欧州憲法条約では、刑事手続法に関しては、相互承認のために必要であるかぎりにおいて立法の接近を行うと定めていることから考えると、この点では、立法の接近を補完性の原則に忠実にとらえる見解に従っているといえるであろう。しかし、刑事実体法に関しては、必ずしも第2の見解をとることを明らかにしていない。刑事手続法に関しては、相互承認の原則を重視することが、憲法条約に批准を早めることに資するという政治的な配慮が働いたということもできるであろう。

欧州憲法条約が批准され発効した後は、従来の連合条約以上に、ヨーロッパにおける刑事司法の統一は進んでいくと考えられる。ただし、現状では、ヨーロッパ統一刑法典の実現が短期間で成し遂げられる状況にはない。欧州憲法条約の批准手続きが棚上げされたような状況にあり、しばらくは統合のスピードは遅れることになろう。しかしながら、連合条約にしたがって、法的な統合は着々と進められるわけであり、何らかの障害があるわけでもない。これまでどおり、立法の調和と相互承認という原則に従って、刑事法における統合が進められていくことにはかわりはない。立法の調和が

進められた先には、各構成国の刑事立法は接近しているはずであるから、ヨーロッパ統一刑法典制定も視野に入ってくるであろうし、ヨーロッパ市場で拡大する組織的犯罪対策を考えれば、費用対効果という観点からも統一刑法典の必要性を説く論者もある。刑事立法の調和を図ることは、独自性にこだわる構成国の抵抗が大きく、相互承認という手段を用いることが合理的であるとの判断があると考えられるが、ヨーロッパ逮捕状に関する枠組決定において示されたように、一定の犯罪については双罰主義が放棄されることになり、構成国の権限が弱められていくことも想定されることである。

刑事実体法の調和についても、現段階では重大な犯罪に限って立法の調和が進められているが、どのような犯罪についてどの範囲まで進めるのかという問題が生じる。第1の考え方として、EUの領域において適用可能な共通の基盤を定めるという方法である。共通の基盤は、最低レベルだけでなく最高レベルについても定めることになる。このように最低レベルと最高レベルを定めたヨーロッパ共通の規範が構成国の内国法に移入され同化されることによって、本来的な立法の接近が可能となる。第2の考え方として、ヨーロッパレベルで適用されるヨーロッパ刑法を創設することである。限定された分野ではあるがコルプス・ユリスをその例としてあげることができよう。ヨーロッパ刑法を運用するためには、各構成国の権限機関より優先されるヨーロッパレベルでの機関あるいは当事者が介入することが正当化される必要があろう。特に、創設が予定されるヨーロッパ検察官と、ユーロポール、ユーロジャストとの緊密な関係が重要となる。立法の接近の範囲が拡大され調和が進めば、実質的にはヨーロッパ統一刑法典に向けて動き出すことも想定される。ただ、各構成国にとっては、警察・刑事司法協力の分野で、その権限をEUに委譲することには抵抗が強く、比例性と補完性の原則を堅持し、相互承認を優先し、立法の調和は相互承認を運用するのに必要な限度で実施するという考え方が現実的であることも明らかであろう。

連邦国家であるスイスでは、統一された刑法典をもちながら、カントンごとに独自の刑事訴訟法によって運営されているという形態がとられていることから考えても（但し、スイスでも連邦刑事訴訟法典の制定の動きがあり草案は作成されている）、ヨーロッパ統一刑法典を制定し、その運用は各構成国に委ねるということもありえない話ではない。コルプス・ユリスやヨーロッパ検察官に関する白書において提示されたように、各構成国の枠を超えた犯罪の捜査、訴追等については、ヨーロッパ検察官がそれを管轄し、将来的にはコルプス・ユリスにおいて提示された欧州刑事裁判所が判決裁判所として機能するというモデル（スイスではカントンにおいて管轄が競合する場合には連邦裁判所が管轄して解決する）はヨーロッパ刑法のあるべき姿を示しているということもできるのではなかろうか。

【参考文献】

本稿は、2005 年 10 月 21 日ヨーロッパ研究センター研究会報告の原稿をもとに若干の補足を加えたものである。主たる参考文献を以下に列挙しておく。

- 末道康之「フランス刑事立法の動向——Loi Perben II について」南山法学 29 卷 2 号 123 頁 (2005),
「ヨーロッパ刑事法の現状——刑事実体法の調和の動向(1)(2)・完」南山法学 28 卷 1 号 73 頁,
2 号 23 頁 (2004), 「ヨーロッパ刑事法の動向——フランス法から見たコルプス・ユリス(1)(2)・
完」南山法学 27 卷 1 号 67 頁, 2 号 27 頁 (2003)
- 中村民雄「EU 法制度の形成と東方拡大」森井祐一編『国際関係の中の拡大 EU』信山社 29 頁 (2005),
「前例のない政体 EU——国家主権・民主主義の再生の試み」ジュリスト 1299 号 16 頁 (2005)
- H. Labayle et A. Weyembergh, Code de droit pénal de l'Union européenne, Bruylant, 2005.
- Décision-cadre 2005/214/JAI du Conseil du 24 février 2005 concernant l'application du principe de
reconnaissance mutuelle aux sanctions pécuniaires, J. O. C. E., L 76/16 du 22. 3. 2005.
- Traité établissant une Constitution pour l'Europe, J. O. C. E., n° C 310 du 16 décembre 2004,
<http://europa.eu.int/eur-lex/lex/fr/treaties/dat/12004V/htm/12004V.html> なお、ドイツ語
版からの翻訳として、小林勝監訳『欧州憲法条約』御茶の水書房 (2006) がある。
- Sous la direction de G. Giudicelli-Delage et S. Monacorda, L'intégration pénale indirecte. Interaction
entre droit pénal et coopération judiciaire au sein de l'Union européenne, Société de législation
comparée, 2005.
- S. Garcia-Jourdan, L'émergence d'un espace européen de liberté, de sécurité et de justice, Bruylant,
2005..
- A. Weyembergh, L'harmonisation des législations : condition de l'espace pénal européen et ré-
vélateur de ses tentions, éditions de l'Université de Bruxelles, 2004.
- Livre vert sur le rapprochement, la reconnaissance mutuelle et l'exécution des sanctions pénales
dans l'Union européenne, COM/2004/0334 final.
- Rapport d'information déposé par la délégation de l'Assemblée nationale pour l'Union européenne
sur le rapprochement, la reconnaissance mutuelle et l'exécution des sanctions pénales dans
l'Union européenne, COM/2004/0334 final/E 2587.
- D. Flore, S. Boslt, H. Brulin, S. Claisse, S. de Biolley, M.-H. Descamps, J.-S. Jamart et M. van
Ravenstein, Actualité de droit pénal européen, La Charte, 2003.
- G. de Kerchove et A. Weyembergh (éds), L'espace pénal européen : enjeux et perspectives,
éditions de l'Université de Bruxelles, 2003.
- G. de Kerchove et A. Weyembergh (éds), Quelles réformes pour l'espace pénal européen ?,
éditions de l'Université de Bruxelles, 2003.
- M. Delmas-Marty et J. A. E. Vervale (éds), La mise en œuvre de Corpus juris dans les Etats
membres, volume 1, Intersentia, 2000.